

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	保健・疾病対策課	整理番号	2-2
処分の種類	指定医療機関の指定の効力の停止、取消			
根拠法令条例等・条項	難病の患者に対する医療等に関する法律第23条			
処分の概要	難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する指定医療機関の指定の取り消し、指定の全部若しくは一部の効力の停止			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】難病の患者に対する医療等に関する法律第23条</p> <p>一 指定医療機関が、第14条第2項第1号、第2号、第8号又は第9号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 指定医療機関が、第14条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>三 指定医療機関が、第16条又は第17条の規定に違反したとき。</p> <p>四 特定医療費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>五 指定医療機関が、第21条第1項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第21条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>七 指定医療機関が、不正の手段により指定医療機関の指定を受けたとき。</p> <p>八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>十 指定医療機関が法人である場合において、その役員等のうちに指定医療機関の指定の取消し又は指定医療機関の指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至ったとき。</p> <p>十一 指定医療機関が法人でない場合において、その管理者が指定医療機関の指定の取消し又は指定医療機関の指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至ったとき。</p>			
基準の制定根拠	—			